

公益社団法人 日本俳優協会
会員の入会・退会及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本俳優協会（以下、「本法人」という）の定款第3章（会員）に定める規定に基づき、本法人の会員に関して必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本法人の会員は、定款第5条に定める以下の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した歌舞伎等の俳優個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会の手続き)

第3条 定款第6条第1項に規定する正会員の入会にあたり、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入会申込書
 - (2) 推薦状 本法人の正会員2名以上の推薦状
 - (3) 芸歴書
- 2 未成年者が正会員として入会しようとする場合は、入会申込書に法定代理人の同意を得たことを明記するものとする。
- 3 定款第6条第2項に規定する賛助会員の入会に当たっては、所定の入会申込書を提出しなければならない。団体の場合は、団体概要及び役員名簿を添付するものとする。
- 4 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちにこれを本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条に定めるところにより、会員は以下に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

- (1) 正会員 入会金 3千円
会費 月額1口100円を、5口以上納めるものとする。
 - (2) 賛助会員 個人 会費 年額 1口3万円
団体 会費 年額 1口10万円
- 2 正会員が納める会費の口数については、理事会で別に定める細則によるものとする。
- 3 正会員は、会費の口数にかかわらず、定款第17条に定めるところにより、1名につき1個の議決権を有するものとする。
- 4 事業年度の途中で入会した正会員の会費は月割とし、賛助会員の会費は年額とする。

(会費等の用途)

第5条 前条の入会金及び会費については、公益目的事業に使用するほか、本法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。その場合であっても、入会金については全額、会費については30%以上を公益目的事業に使用することとする。

(会費等の納入)

第6条 本法人に入会した正会員及び賛助会員は、定款第6条第3項に定める入会承認通知を受けとった日から30日以内に、入会金及びその事業年度の会費を、本協会の指定する方法により、納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、本法人から毎事業年度の会費として請求書を受けとった日から30日以内、本法人が指定する方法により、納入しなければならない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 正会員が年度の途中において退会するときは、退会の日を含む月までの未納会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった事業年度の未納会費を納入しなければならない。

(除名)

第8条 正会員及び賛助会員が、正当な理由なく、2年以上会費を滞納したときは、定款第9条により、除名することができる。

(附則)

- 1 本規程の改廃は、総会の議決を要する。
- 2 本規程は公益社団法人の設立登記の日から施行する。